

下呂市宿泊税に係るQ & A

令和7年2月

岐阜県下呂市

目次

1 宿泊税について.....	6
Q1. 宿泊税とはどのような税金ですか。.....	6
Q2. 宿泊税の税額はいくらですか。.....	6
Q3. 税額が変更されることはありますか。.....	6
Q4. 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではないですか。宿泊料金に応じた税率（税率区分）や免税点（一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額）を設けるべきではありませんか。.....	6
Q5. 特別徴収義務者は何を行う必要がありますか。.....	7
2 宿泊について.....	8
Q1. 課税対象となる「宿泊」の判断基準を教えてください。.....	8
Q2. 宿泊日とはいつのことですか。.....	8
Q3. 3時間・6時間・9時間など様々なプランがあります。また、延長することもできます。宿泊税の対象について、どのように判断すればよいですか。.....	8
Q4. ホテル内のプール又はレストラン等の施設のみを利用する場合は課税対象ですか。.....	9
Q5. 個人で民泊を経営している場合も課税の対象ですか。.....	9
Q6. 農村民泊を行っており、地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金を取っている場合でも、課税対象ですか。.....	9
Q7. 市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが、地元の人が宿泊する場合があります。その点については、どのようにお考えですか。.....	9

Q8. 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。	9
Q9. 長期滞在（2～3か月）の場合も課税対象ですか。この場合、宅建業法に基づいて、 短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうなりますか。.....	9
Q10. 従業員が業務のために宿泊した場合は、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受 はありません。.....	10
Q11. 自社向けの研修施設ですが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしてい るため、旅館業の許可を取っています。.....	10
Q12. 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合は課税対象ですか。.....	10
Q13. 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合は課税対象ですか。.....	10
Q14. ペットの宿泊の場合の取扱いを教えてください。.....	10
Q15. ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）若しくは会社自らが業務上、客室を利用 すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。.....	10
Q16. 条例の施行日より前に事前予約を行っていただいた場合も、宿泊税は課税されるの でしょうか。.....	11
Q17. 実際の宿泊を伴わない場合における宿泊税の取扱いについて教えてください。... ..	11
Q18. キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、宿泊税の対象 となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも 一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。.....	11
Q19. カプセルホテルも宿泊税の対象ですか。.....	11
Q20. ウィークリーマンション等の場合は課税対象ですか。.....	11
3 宿泊料金について	12

Q1. 「宿泊料金」の対象となるものは何ですか。	12
Q2. 旅館の場合、夕食と朝食がセットになった料金体系ですが、宿泊代と飲食代の合計で税額が決定されますか。	12
Q3. 無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。	12
Q4. 旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は課税されますか。	12
Q5. 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金.....	13
Q6. 長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどのようになりますか。	13
Q7. 延長料金は宿泊料金になりますか。	13
Q8. 連泊割引における宿泊料金の考え方はどのようになりますか。	13
Q9. 1部屋ごとに料金を設定している場合等、1人当たりの料金が不明な場合はどのように取り扱えばいいですか。	14
Q10. お客様がお越しにならず（不泊）、キャンセル料を頂く場合の宿泊税の取り扱いはどうなりますか。	14
Q11. 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を返金してもよいですか。	14
4 課税免除について	15
Q1. 修学旅行等で課税免除となるのは、どのような人ですか。	15
Q2. その他の学校行事とはどのようなものですか。	15
Q3. 小学生以下の者の確認方法を教えてください。	15

5 徴収方法について	16
Q1. 宿泊税の徴収方法を教えてください。	16
Q2. ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。	16
Q3. キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければいけませんか。	16
Q4. 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどのように対処すればよろしいですか。	16
Q5. 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっておりますが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。	17
Q6. 宿泊税のことを知らない外国人等が来たら、どのように対応すればよいですか。 ..	17
6 申告と納入について	18
Q1. 申告納入は毎月行う必要がありますか。	18
Q2. 宿泊がない月でも申告が必要ですか。この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要がありますか。	18
Q3. 申告納入の特例の適用要件を教えてください。	19
Q4. 申告納入期限の特例が取消になることはありますか。	19
Q5. 納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。	20
Q6. 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「宿泊税特別徴収義務者異動申告書」を提出した場合、変更後の内容の納入申告書・納入書が新たに送られてくるのでしょうか。	20
Q7. 申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。	20
Q8. 郵便等を利用して納入申告書を提出し、市役所への到着が申告期限より後になった場	

合、期限後申告となりますか。	20
7 その他	21
Q1. 宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないのか。	21
Q2. 宿泊税は売上げに含まれますか。	21
Q3. 売掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月と入金された月の翌月のどちらですか。	21
Q4. 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえますか。	21
Q5. 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付するのですか。	22
Q6. 施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになりますか。	22
Q7. 宿泊税特別徴収事務交付金について教えてください。	22
Q8. 宿泊税特別徴収事務交付金に対して、消費税は課税されますか。	22
Q9. 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうなりますか。	23
Q10. 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。	23
Q11. 領収書等への表示はどのようにすればよいでしょうか。	23

1 宿泊税について

Q1. 宿泊税とはどのような税金ですか。

A

宿泊税は、下呂市 の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、下呂市が独自に課税する地方税（法定外目的税）です。市内のホテルや旅館、民泊住宅等の宿泊施設に料金を支払って宿泊する場合に、その宿泊者に対して課税されます。

※法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために道府県・市町村が課すことができる税です。（地方税法第5条、第731条）

Q2. 宿泊税の税額はいくらですか。

A

宿泊者1人あたりの1泊の宿泊料金（税抜）に応じて以下の税額で課税されます。

- ① 5,000円未満（4,999円まで）が100円
- ② 5,000円以上が200円

Q3. 税額が変更されることはありますか。

A

税額は市宿泊税条例において規定されております。

なお、本条例では施行後3年、その後5年ごとに、導入後の社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。

Q4. 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではないですか。宿泊料金に応じた税率（税率区分）や免税点（一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額）を設けるべきではありませんか。

A

宿泊料金が異なる場合であっても、宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないという応益負担の考え方から、免税点を設けずに課税し、公平性を確保しております。

Q5. 特別徴収義務者は何を行う必要がありますか。

A

特別徴収義務者とは、下呂市内で営業を行う旅館業又は住宅宿泊事業の経営者（旅館業の許可、住宅宿泊事業の届出をした方）です。ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定できる場合がありますので、下呂市税務課にご相談ください。

特別徴収義務者の方に行っていただくのは、宿泊者から宿泊税を徴収し下呂市に申告納入していただくほか、帳簿や書類の記載や保存を行っていただく必要があります。

特別徴収義務者となる宿泊施設の宿泊事業者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

ア 帳簿とは 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。（納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存）

例) 総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等

イ 書類とは 宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額が記載されているものをいいます。（当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存）

2 宿泊について

Q1. 課税対象となる「宿泊」の判断基準を教えてください。

A

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- ①. その利用行為が契約上宿泊として取り扱うもの
 - ②. ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
- ※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。
- 《旅館業法の許可が必要な宿泊とは、以下の4項目をすべて満たすものです。》
- ・ 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
 - ・ 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
 - ・ 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
 - ・ 生活の本拠ではない（使用期間が1か月未満の場合、使用期間が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

Q2. 宿泊日とはいつのことですか。

A

宿泊税における宿泊日とは、宿泊施設へチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによるのが困難な場合（チェックインが0時以降等）は、宿泊施設において作成する帳票等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。

Q3. 3時間・6時間・9時間など様々なプランがあります。また、延長することもできます。宿泊税の対象について、どのように判断すればよいですか。

A

課税対象となる「宿泊」の判断基準は、以下のとおりです。

- ①. その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであり、宿泊料金が発生している。
- ②. ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。

よって、寝具を利用した日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。3時間利用の場合は、宿泊税はかかりません。ただし、延長で6時間利用となった場合は、寝具を利用し料金が発生していれば課税対象となります。

Q4. ホテル内のプール又はレストラン等の施設のみを利用する場合は課税対象ですか。
<p>A</p> <p>宿泊税は宿泊施設の宿泊が課税対象となるため、ホテル内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりません。</p>
Q5. 個人で民泊を営んでいる場合も課税の対象ですか。
<p>A</p> <p>宿泊税は、旅館業法に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅において、宿泊料金を支払って宿泊する宿泊者が納税義務者となるため、民泊も課税対象となります。</p>
Q6. 農村民泊を行っており、地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金を取っている場合でも、課税対象ですか。
<p>A</p> <p>宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。</p>
Q7. 市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが、地元の人が宿泊する場合もあります。その点については、どのようにお考えですか。
<p>A</p> <p>観光はすそ野が広く、観光振興施策は多岐に渡っていることから、それから受けるサービスは様々です。市内居住者であっても、観光施策の受益があり、また居住地によって除外することは税の公平性の観点から困難ですので、一定の負担をお願いしております。</p>
Q8. 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。
<p>A</p> <p>宿泊者（納税義務者）の天災による宿泊については、宿泊税条例により宿泊税を減免することとしておりますが、その取扱いについては、災害の発生ごとに通知することを予定しています。</p> <p>なお、基本的には宿泊者に宿泊料金、寝具の追加料金等を徴していない場合は、課税されませんので申し添えます。</p>
Q9. 長期滞在（2～3か月）の場合も課税対象ですか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうなりますか。
<p>A</p> <p>宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず、宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業法の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。</p>

Q 10. 従業員が業務のために宿泊した場合は、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。
A 宿泊施設が宿泊料金を無料としているため、宿泊税は課税されません。
Q 11. 自社向けの研修施設ですが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可を取っています。
A 研修施設の場合、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当する施設であれば、宿泊税の対象となります。宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合や、宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。
Q 12. 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合は課税対象ですか。
A 日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含む）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。
Q 13. 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合は課税対象ですか。
A 会議室を客室として提供した場合、その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊料金として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。なお、会議室を客室として使用する場合は、旅館業法において、会議室を客室とする変更手続きが必要となります。
Q 14. ペットの宿泊の場合の取扱いを教えてください。
A 基本的な考えとして宿泊者ではないので、宿泊税の課税対象になりません。
Q 15. ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）若しくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。
A 宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。

Q 16. 条例の施行日より前に事前予約を行っていただいた場合も、宿泊税は課税されるのでしょうか。
A 条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が施行日（令和7年10月1日）以降であれば、宿泊税が課税されます。
Q 17. 実際の宿泊を伴わない場合における宿泊税の取扱いについて教えてください。
A ホールドルーム、キーブルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為である場合、課税対象とはなりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合や宿泊施設において宿泊料金として取り扱っている場合は、宿泊税の課税対象となる「宿泊」となります。この場合の宿泊者数については、宿泊施設で把握する人数としてください。
Q 18. キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。
A 旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式テントをお客様が設置する場合等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は、宿泊税が課税されます。なお、1棟貸しの場合などで人数に関わらず宿泊料金が設定されている場合であっても、宿泊人数に応じた宿泊税がかかります
Q 19. カプセルホテルも宿泊税の対象ですか。
A 旅館業法には簡易宿所も含まれていますので、旅館業法に該当する宿泊施設であれば、課税対象となります。
Q 20. ウィークリーマンション等の場合は課税対象ですか。
A ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらぬ場合は課税対象となりません。旅館業法に該当する宿泊の場合は課税対象となります。宿泊料金は契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額となります。

3 宿泊料金について

<p>Q1. 「宿泊料金」の対象となるものは何ですか。</p>
<p>A</p> <p>「宿泊料金」は、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額です。</p> <p>《宿泊料金に含まれるものの例》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく支払うべき金額・清掃代・寝具使用料・入浴代・寝衣代・サービス料、奉仕料・宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額等 <p>《宿泊料金に含まれないものの例》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 食事代・遊興費・会議室の利用、休憩及びこれに類する利用行為に係る料金・消費税、地方消費税、入湯税等の税・自動車代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額・低廉な実費負担分として宿泊者が支払うシーツ代等立替金に類する金額（その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限る。）・宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料
<p>Q2. 旅館の場合、夕食と朝食がセットになった料金体系ですが、宿泊代と飲食代の合計で税額が決定されますか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」といいます。）が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。ただし、朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。</p>
<p>Q3. 無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。</p>
<p>A</p> <p>宿泊施設が独自に宿泊者に対して、通常の宿泊料金の一定割合の金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。無料宿泊券を宿泊施設が発行した場合は、宿泊料金が0円であるため、宿泊税は課税されません。</p> <p>なお、第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。</p>
<p>Q4. 旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は課税されますか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊施設が旅行会社の添乗員の宿泊料金を無料としている場合は、課税されません。</p>

<p>Q5. 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金</p>
<p>A</p> <p>宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。（宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取り扱いとします。）</p> <p>例）宿泊料金20,000円のところ、宿泊施設の経営者が3,000円に値引きした。 ⇒宿泊料金は値引き後の3,000円。（宿泊税額は100円）</p> <p>旅行者、カード会社等の宿泊施設の経営者自らのサービス以外（宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等）で割引が行われた場合（いわゆる第三者割引）は、割引前の料金を宿泊料金とします。</p> <p>例）宿泊料金20,000円のところ、宿泊者が宿泊予約サイトのポイントを17,000円分利用し、現金3,000円で支払った。 ⇒宿泊料金はポイント利用前の20,000円。（宿泊税額は200円）</p>
<p>Q6. 長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。</p>
<p>Q7. 延長料金は宿泊料金になりますか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合、その延長に係る料金は宿泊料金には含みません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊料金となります。</p>
<p>Q8. 連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。</p>
<p>A</p> <p>連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。</p>

<p>Q9. 1部屋ごとに料金を設定している場合等、1人当たりの料金が不明な場合はどのように取り扱えばいいですか。</p>
<p>A 宿泊料金を宿泊人数で除した金額を宿泊料金としてください。</p>
<p>Q10. お客様がお越しにならず（不泊）、キャンセル料を頂く場合の宿泊税の取り扱いはどうなりますか。</p>
<p>A キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。</p>
<p>Q11. 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を返金してもよいですか。</p>
<p>A 実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくこととなりますので、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金してください。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。</p>

4 課税免除について

Q1. 修学旅行等で課税免除となるのは、どのような人ですか。

A

課税免除の対象者は、下記の施設に通う児童、生徒並びに引率者です。宿泊税を免除するためには、学校長や園長から、「宿泊税課税免除届出書」の提出を受ける必要があります。対象施設 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

※いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校は対象となりません。

【引率者とは】

児童、生徒又は学生の引率を行う学校の関係者、万が一に備え帯同する看護師や、心身の障害等により介助を必要とする児童、生徒又は学生の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマンなどは対象となりません。

【宿泊税課税免除届出書とは】

宿泊日、課税免除となる宿泊人数等を記載したものです。証明書の様式は、下呂市のホームページに掲載する予定ですので、事前にダウンロードしていただき、必要事項を入力又は手書きで記載し、紙で印刷のうえ宿泊施設に提出してください。

Q2. その他の学校行事とはどのようなものですか。

A

学習合宿、林間学校、社会科見学、部活動等が考えられます。学校長や園長から、「宿泊税課税免除届出書」の提出を受ける必要があります

Q3. 小学生以下の者の確認方法を教えてください。

A

原則、健康保険証やマイナンバーカードなど官公庁から発行・発給した本人及び年齢が確認できるものの提示により確認してください。

なお、確認が困難な場合は、本人の申告に基づいて免除してください。

5 徴収方法について

Q1. 宿泊税の徴収方法を教えてください。

A

特別徴収の方法については、具体的には規定しておりません。徴収しやすい方法を選択してください。

①現金払い…精算時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

②事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

※仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。

③宿泊料は事前決済、宿泊税は現金払い…予約時に宿泊料金を支払い、現地で宿泊税を支払います。

Q2. ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。

A

特別徴収の方法については、具体的には規定しておりません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収いただくこととなります。

なお、無人化施設等での徴収についても徴収しやすい方法を選択していただくこととなりますが、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。

Q3. キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければいけませんか。

A

宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社等の契約によるものになりますので、宿泊事業者で負担していただくこととなります。

Q4. 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどのように対処すればよろしいですか。

A

仮に納税されなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市へ納入したうえで、納税拒否した宿泊者に求償することとなります（地方税法第733条の15第3項）。このような宿泊税の納税拒否がないように、予約時の事前周知や宿泊施設フロントでのポスター掲示など、宿泊者への周知に御協力をお願いします。

Q5. 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっておりますが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

A

旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めていただくこととなります。

Q6. 宿泊税のことを知らない外国人等が来たら、どのように対応すればよいですか。

A

宿泊税のポスター、チラシ等の広報物を活用して御説明をお願いいたします。

6 申告と納入について

Q1. 申告納入は毎月行う必要がありますか。

A

宿泊税の申告納入を適正に行っていただくことや他の税目でも特別徴収義務者から毎月納入していただく制度となっていることから、宿泊税においても、原則申告納入は毎月行う必要があります。ただし、所定の要件を満たす場合は、宿泊事業者が下呂市に申請し、承認を受けることにより申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、3か月分をまとめた年4回（6月、9月、12月、3月）の申告納入期限となります。

Q2. 宿泊がない月でも申告が必要ですか。この場合、納入書は金融機関等に持っていく必要がありますか。

A

適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が0円の場合も、0円と記載した納入申告書の提出をお願いします。

宿泊行為がない月は宿泊料金の受領もないため、納入していただく宿泊税はないため納入書を金融機関等に持っていく必要はありません。

Q3. 申告納入の特例の適用要件を教えてください。

A

【適用要件】

- ア 申請書の提出前12月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が120万円以下であること。
- イ 申請日において特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。
- ウ 条例の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- エ 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- オ 対象期間において、特別徴収義務者が市税を滞納していないこと。
- カ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の確保に支障がないと認められること。

【経過措置】

宿泊税の導入開始日以前に営業を開始しており、かつ、営業開始から1年を経過している宿泊施設においては、下記要件を満たしていれば、先行して申告納入の特例の対象となります。

宿泊税の導入開始後最低3か月間は納入実績の確保を図る観点から毎月の申告納入を行い、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間で「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出すること、提出した日の属する月の前3か月間の宿泊税の納入合計額が30万円以下であることが要件となります。

Q4. 申告納入期限の特例が取消になることはありますか。

A

申告納入期限までに申告納入がないなど、年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該年度末に特例の適用を取り消します。その場合、3月末日までに「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知します。

なお、特例適用の要件の中に直近12月間の宿泊税納入合計額が120万円以下または上回った場合でも、それ以外の適用要件を満たしている場合には、特例は取り消されない想定としています。

<p>Q5. 納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。</p>
<p>A</p> <p>納入申告書と納入書につきましては、毎年3月頃に翌年度分（1年分）をお送りします。初年度につきましては、令和7年10月開始に間に合うように書類を送付します。</p>
<p>Q6. 特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「宿泊税特別徴収義務者異動申告書」を提出した場合、変更後の内容の納入申告書・納入書が新たに送られてくるのでしょうか。</p>
<p>A</p> <p>名称、所在地又は住所、施設名称の変更の場合は、受け取り済みの納入申告書と納付書をそのままご使用ください。こちらで読み替え対応いたしますが、二重線で訂正していただけますと助かります。</p>
<p>Q7. 申告と納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。</p>
<p>A</p> <p>納期限後に納入申告書の提出があった場合については、不申告加算金が課せられる場合があります。</p> <p>納期限までに宿泊税額を納入していただけなかった場合には、納入日までの日数に応じ、延滞金が課される場合があります。</p> <p>また、特別徴収事務交付金は納期内納入額に対してお支払いします。そのため、納期限にお支払いが間に合わなかった場合は、特別徴収事務交付金をお支払いすることができません。</p>
<p>Q8. 郵便等を利用して納入申告書を提出し、市役所への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。</p>
<p>A</p> <p>原則として、市役所に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。（※信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等を利用した場合は下呂市への到達日が申告日となります。）</p>

7 その他

Q1. 宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないのですか。

A

二重課税とは一つの課税要因に対して、同種の租税が重複して課税されることを指します。消費税は国税であり、宿泊税は地方税であるため同種の税ではありません。

【参考】複数の税がかけられている事例

種目	税の種類
ガソリン	ガソリン税、石油税、消費税
たばこ	たばこ税、たばこ特別税、市町村たばこ税、都道府県たばこ税、消費税
酒	酒税、消費税

また、宿泊税の課税対象は宿泊料金を伴うものですが、消費税（地方消費税）は宿泊料金に含まないため、二重課税とはなりません。また、宿泊税自体も宿泊施設が受け取る宿泊料金ではありませんので、不課税取引に該当し消費税はかかりません。

Q2. 宿泊税は売上げに含まれますか。

A

宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売上げに含まれません。

Q3. 売掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月と入金された月の翌月のどちらですか。

A

宿泊があった月の翌月に申告・納入してください。

Q4. 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえますか。

A

特に決まりはありませんが、宿泊税について記載いただく場合は、宿泊税の対象となる宿泊の定義などについてご記載ください。

記載例は以下のとおりです。

【宿泊税の対象となる宿泊とは】

宿泊税は宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課するものです。宿泊税の対象となる宿泊については、下記の①、②で判断します。

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

Q5. 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付するのですか。

A

領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますので、御注意ください。

なお、印紙税に関する詳細は、税務署にお問合せください。

Q6. 施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになりますか。

A

振込手数料が必要な場合は、通常、納税義務者である宿泊者に御負担いただくこととなります。宿泊料を支払い済みの宿泊者については、宿泊時に現地で徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いいたします。

Q7. 宿泊税特別徴収事務交付金について教えてください。

A

宿泊税の特別徴収義務者に対し、宿泊税の特別徴収に係る経費の一部を支援するため、宿泊税特別徴収事務交付金の交付を予定しております。原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の2.5%を交付します。（導入から3年間は、特例措置として宿泊税額の3%を交付します。）

初回の交付は、令和7年11月申告（10月宿泊）分から令和8年3月申告（2月宿泊）分の5か月を算定期間とし、令和8年度中の支出を予定しております。

申請書等の発送など詳細は未定ですが、年度当初に申請書を送付する予定です。

Q8. 宿泊税特別徴収事務交付金に対して、消費税は課税されますか。

A

特別徴収義務者に交付する宿泊税特別徴収事務交付金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税対象とはなりません

Q9. 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうなりますか。

A

市内で宿泊施設を営業している方は登録を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。市で現地調査を実施し、営業を行っている事実が判明した場合は、特別徴収義務者として仮登録を行うとともに、特別徴収義務者の登録及び申告納入を行うよう指導いたします。

また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、市で税額の決定を行い、納入していただきます。なお、不申告加算金等の加算金も課されます。

Q10. 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。

A

領収書が不要と言われる宿泊者には領収書をお渡しする必要はありません。

領収書をお渡しする場合は、宿泊税の名称とその額を表示するようにお願いします。

Q11. 領収書等への表示はどのようにすればよいでしょうか。

A

領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、税の名称と税額を記入していただく必要があります。(宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。)

宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。